

## 9.8 陸上動物に係る環境影響評価の結果の概要（その2）

計画検討に当たり講じた 環境保全配慮・ 環境保全措置	予測結果	評価結果	環境保全措置	事後調査及び環境監視
工事の実施	<p>○資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 事業の計画検討に当たって講じた環境保全配慮により、資機材運搬車両等の運行ルートは重要な鳥類の繁殖確認地点から1km以上離れており、距離減衰を考慮すると、資機材運搬車両等の運行が、重要な鳥類の生息状況に及ぼす環境影響は回避されている。</p> <p>○国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価 沖縄県環境基本計画中の「事業別環境配慮指針」として「飛行場の設置又は変更の事業」において、「その他、当該事業の実施に当たり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する」と記載されており、これを環境保全の基準又は目標とする。</p> <p>事業の計画検討に当たって講じた環境保全配慮及び重要な種の移動などの環境保全措置を講すること等により、重要な種の生息状況に及ぼす影響は、最小限にとどめるよう十分配慮されていると考えられるところから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。</p>	<p>○資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 資機材運搬車両等の運行ルートは重要な鳥類の繁殖確認地点から1km以上離れており、距離減衰を考慮すると、資機材運搬車両等の運行が、重要な鳥類の生息状況に及ぼす環境影響は回避されている。</p> <p>○飛行場の存在 事業の計画検討に当たって講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、環境影響の程度は極めて小さく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。</p>	<p>○資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 環境保全措置を講じないことから事後調査の必要はないものと判断した。</p>	
土地又は作物の存在及び作用	<p>○飛行場の存在 ●植生環境の変化 ・飛行場の存在時は現況と比較して、主に耕作地、牧草地、二次林であるオオバギーゲッキツ群落が減少し、人工草地及び舗装面が増加すると予測される。</p> <p>・海城を主に利用する鳥類や、海浜部を主に利用する甲殻類などは、植生変化による生息環境の変化はないと予測される。</p> <p>・山地林を主に利用する種について、航空障害灯を設置する水岳、カタフタ山、タキ山東では、事業の計画検討に当たって講じた環境保全配慮として、航空障害灯の設置工事に当たっては人力作業を基本とし、航空障害灯の設置面積はわずかであることから、生息環境の変化は極めて小さいものと予測される。</p> <p>・洞窟に生息する種については、消滅する洞窟があるため、生息環境は減少するものの、改変されない洞窟にも同じ種が生息していることから、個体群は維持されるものと予測される。</p> <p>・二次林を主に利用する種には、事業実施区域内の二次林が人工草地や舗装面に変わることにより、生息場所が減少することとなるが、周辺に二次林は広く残されており、いずれの種についても減少面積、減少率はごく僅かであることから、植生環境の変化による生息環境の変化は極めて小さいものと予測される。</p> <p>●移動阻害 ・オナキオカヤドカリ、ムラサキオカヤドカリについては海浜部のみで確認しており、事業実施区域内や、それより陸側では確認していない。</p> <p>・内陸部でも確認されたオカヤドカリ、ムラサキオカヤドカリ、ナキオカヤドカリ、ヤシガニについては繁殖期の海浜部への移動の際に影響が生じる可能性もあるが、直立した擁壁などの構造物が海浜部に設置されることではなく、海岸線近くまで張り出した植生が保たれることが、空港西側及び北側に創出する緑地は移動経路として利用できるよう配慮することから重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は極めて小さく、生息状況に及ぼす環境影響の程度は低減されている。</p> <p>・直立した擁壁などの構造物が海浜部に設置されることではなく、海浜部のモクマオウ植林及び海浜植生は現状のまま残され、海岸線近くまで張り出した植生が保たれることが、空港西側及び北側に創出する緑地は移動経路として利用できるよう配慮することから重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は低減されている。</p> <p>なお、ボックスカルパートについては、ヤシガニやオカヤドカリ類の利用が期待できることから、移動経路としてより利用しやすい形状となるよう配慮する。</p>	<p>土地又は作物の存在及び作用 ●飛行場の存在 ●植生環境の変化 ・飛行場の存在時は現況と比較して、主に耕作地、牧草地、二次林であるオオバギーゲッキツ群落が減少し、人工草地及び舗装面が増加すると予測される。</p> <p>・山地林を主に利用する種について、航空障害灯を設置する水岳、カタフタ山、タキ山東では、事業の計画検討に当たって講じた環境保全配慮として、航空障害灯の設置工事に当たっては人力作業を基本とし、航空障害灯の設置面積はわずかであることから、生息環境の変化は極めて小さいものと予測される。</p> <p>・洞窟に生息する種については、消滅する洞窟があるため、生息環境は減少するものの、改変の影響を受けない洞窟にも同じ種が生息していることから、個体群維持に及ぼす環境影響の程度は極めて小さく、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は低減されている。</p> <p>・二次林を主に利用する種については、事業実施区域内の二次林が人工草地や舗装面に変わることにより、生息場所が減少することとなるが、周辺に二次林は広く残されており、いずれの種についても減少面積、減少率はごく僅かであることから、植生環境の変化による生息環境の変化は極めて小さいものと予測される。</p> <p>●移動阻害 ・直立した擁壁などの構造物が海浜部に設置されることではなく、海浜部のモクマオウ植林及び海浜植生は現状のまま残され、海岸線近くまで張り出した植生が保たれることが、空港西側及び北側に創出する緑地は移動経路として利用できるよう配慮することから重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は低減されている。</p> <p>なお、ボックスカルパートについては、ヤシガニやオカヤドカリ類の利用が期待できることから、移動経路としてより利用しやすい形状となるよう配慮する。</p>	<p>○飛行場の存在 ●植生環境の変化 事業の計画検討に当たって講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、環境影響の程度は極めて小さく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。</p> <p>●移動阻害 環境保全措置を講じないことから事後調査の必要はないものと判断した。</p>	